

# ごみの不法投棄は「法律に違反する行為」です！



「不法投棄禁止」の看板を設置する市職員

私たちが暮らす根室市は、豊かな自然や美しい景観に恵まれています。しかし、一部の心ない人たちによる「不法投棄」が後を絶ちません。その身勝手な行為が、地域の景観を損ない、生活環境や自然環境を悪化させる大きな原因となっています。一人ひとりがモラルと責任を持って、美しいまちを守りましょう。

## 不法投棄とは

不法投棄とは、廃棄物を定められたルールに従って適切に処理せず、処分場以外の森林や原野、空き地、道路沿い

などに捨てたり埋めたりする行為です。

## 不法投棄には厳しい罰則があります

ごみの不法投棄は、法律（廃棄物処理法第16条）に違反した犯罪行為で、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の（法人の場合は、3億円）の罰金、またはその両方の罰則が科せられます。

## 土地の所有者には管理責任があります

土地の所有者（管理者）は、自分の土地に不法投棄をされたときは、捨てた者が不明な場合、その廃棄物を自らの責任で処理しなければなりません。日頃から、こまめに草刈

りをして清潔に保つようし、みだりに人が立ち入れないよう囲いや柵を設置するなど、土地の管理に十分注意してください。

## 不審な現場を見かけたら・・・

不法投棄をしている者を発見した場合や、不法投棄をした者が特定できそうな証拠品を見つけた場合は、根室市民環境課（☎23-6111）または、根室警察署生活安全課（☎24-0110）まで通報してください。

「不法投棄は絶対に許さない！」という気持ちで、住民みんなが監視の目を持ち、マナーのある美しい住みよいまちづくりにご協力ください。

## 市民の皆さんへ

「処分費用がもったいない」「分別や施設に運ぶのが面倒」などのモラルを欠いた自分勝手な理由で、人目につかない時間や場所を選んで不法投棄が行われています。

不法投棄を見かけたときは、市や警察に情報提供してください。市と警察

が連携し、不法投棄が多発している場所へのパトロールなどの警戒を強化し、不法投棄の未然防止に努めていきます。



市民環境課長  
谷口 博之